
今月のテーマ **平成26年4月1日からの印紙税法の改正について**

平成25年税制改正において、印紙税の改正も行われておりますので、今月は印紙税の改正についてご紹介します。

1. 「不動産の譲渡に関する契約書」「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置の延長

(1) 改正の内容

「不動産の譲渡に関する契約書」「建設工事の請負に関する契約書」については、平成9年4月1日から平成25年3月31日までに作成されるものについては軽減措置の対象となっておりましたが、その措置が延長され平成25年4月1日から平成30年3月31日まで作成されるものについては印紙税の軽減措置が適用されます。更に平成26年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについては、その軽減措置が拡大されました。

| 契約金額 | | H25.4/1～H26.3/31の期間 | | H26.4/1～H30.3/31の期間 | |
|----------|----------------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 不動産譲渡契約書 | 建設工事請負契約書 | 不動産譲渡契約書 | 建設工事請負契約書 | 不動産譲渡契約書 | 建設工事請負契約書 |
| 1万円超 | 10万円以下 | 200円 | 200円 | 200円 | 200円 |
| 10万円超 | 50万円以下 | 400円 | | 500円 | |
| 50万円超 | 100万円以下 | 1,000円 | | 1,000円 | |
| 100万円超 | 100万円超 200万円以下 | 2,000円 | 400円 | 1,000円 | 500円 |
| | 200万円超 300万円以下 | | 1,000円 | | |
| | 300万円超 500万円以下 | | 2,000円 | | |
| 500万円超 | 1,000万円以下 | 10,000円 | | 5,000円 | |
| 1,000万円超 | 5,000万円以下 | 15,000円 | | 10,000円 | |
| 5,000万円超 | 1億円以下 | 45,000円 | | 30,000円 | |
| 1億円超 | 5億円以下 | 80,000円 | | 60,000円 | |
| 5億円超 | 10億円以下 | 180,000円 | | 160,000円 | |
| 10億円超 | 50億円以下 | 360,000円 | | 320,000円 | |
| 50億円超 | | 540,000円 | | 480,000円 | |

(2) 「不動産の譲渡に関する契約書」とは

印紙税法別表第一 課税物件表第1号の物件名の欄1に該当し、具体的には、不動産売買契約書、土地建物売買契約書、不動産交換契約書などがあります。なお、同じ1号文書であっても、地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書、消費貸借に関する契約書、運送に関する契約書は軽減措置の対象となりません。

(3) 「建設工事の請負に関する契約書」とは

印紙税法別表第一 課税物件表第2号「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。したがって、建設工事に該当しない、建物の設計、建設機械等の保守、家具・機械等の制作・修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

2. 「金銭又は有価証券の受取書」の非課税範囲の拡大

(1) 改正の内容

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものについては非課税とされておりますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、記載された受取金額が5万円未満のものについて非課税とされます。

(2) 「金銭又は有価証券の受取書」とは

印紙税法別表第一 課税物件表第17号に該当し、具体的には「受取書」、「領収証」、「領収書」、「レシート」、「預り証」などがあります。

受取書とはその受領事実を証明するために作成し、その支払者に交付する証拠証書をいいます。したがって、受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したものや、お買上票などでその作成の目的が金銭又は有価証券の受取事実を証明するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。